

大口町告示第23号

大口町低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱
を次のように定める。

平成28年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、大口町（以下「町」という。）が実施する低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給対象者は、「平成27年度大口町臨時福祉給付金支給事業実施要綱」（以下「平成27年度実施要綱」という。）の別記の（支給対象者）の（1）（平成27年度実施要綱の別記の（1）の④を除き、（5）及び（6）の適用を受ける場合を含む。）に定める平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者（昭和27年4月1日以前に生まれた者）（他の市町村において、低所得の高齢者向けの給付金が支給される者を除く。）とし、次のいずれかに該当する者は対象としない。

（1） 平成27年1月1日（以下「基準日」という。）において、次のいずれかに該当する者

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）
- ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下この②において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）
- ③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第

15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下この③において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）

④ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この④において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）

(2) 給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの
(給付金の支給)

第3条 町は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより、給付金を支給する。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、支給対象者1人につき3万円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 給付金に係る町の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに町長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から3か月とする。

(申請及び支給の方式)

第6条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1又は様式第2の申請書（以下「申請書」という。）により申請を行う。

2 申請者による申請及び町による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかによ

り行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を町の窓口に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は町の窓口において町に提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認めるもの

2 代理人が給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出する。また、この場合、町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 町は、第1項各号に掲げる代理人の種別ごとに次に掲げる方法により代理権の確認をするものとする。

(1) 第1項第1号の者 リスト又は住民基本台帳により確認する方法

(2) 第1項第2号の者 法定代理人であることを証する書類の写し等の提出又は提示を求める方法

- (3) 第1項第3号の者 申請者との関係を説明する書類又は町長が個別に交付した委嘱状の写し等の提出若しくは提示を求める方法
(支給の決定)

第8条 町長は、第6条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し給付金を支給する。

2 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において町にその住民票を移しておらず、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を町に申し出たものについては、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があった場合でも、不支給決定とする（申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）に到達した時点で、当該者に係る給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。
- (2) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令（配偶者からの暴力を理由に避難している者にあっては、同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令。その同伴者にあっては、同条第3項又は第4項の規定による接近禁止命令。）が出されていること。
- (3) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。
- (4) 基準日の翌日以後に住民票が町へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和

42年10月4日付け自治振第150号（自治省行政局長等通知）による支援措置の対象となっていること。

3 基準日において、第1号又は第2号のいずれかに該当する者については、当該者分の給付金につき、以下の各号で規定する当該者の養護者から代理申請があつた場合でも、不支給決定とする（町において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。

(1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2) 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

（給付金の支給等に関する周知等）

第9条 町長は、給付金の支給を行うに当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項の申請期限までに第6条の規定による申請が行われなかった場合、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者（その代理人を含む。）の責に帰すべき事由により支給ができなかつたとき

は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 町長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなつた者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行つた給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他必要事項)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1(第6条関係)

〔世帯用〕

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)
申請書(請求書)

* この申請書(請求書)は、給付金の支給対象となる世帯における扶養者が、その扶養親族等で同一の世帯にいる申請・受給者を代理し、まとめて年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を申請・請求及び受給する場合にご利用いただくものです。

市区町村
受付印

大口町長 様

1. 申請者・受給者

平成 年 月 日

明治・大正・昭和 年 月 日	電話 ()
* 記名押印に代えて署名することができます。 ※ 裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)(対象者1人につき3万円)を申請します。	

2. 上記1. の申請書の扶養親族等であって同一の世帯に属する支給対象者

上記1. の申請・受給者(以下【a】といいます。)が、その扶養親族等で同一の世帯にいる支給対象者(以下【b】といいます。)を代表して、代理申請・受給する場合には、【b】の氏名等を下の欄に御記入ください(この場合、【b】は、それぞれ裏面(1)~(6)に誓約・同意し、【a】に申請・請求及び受給を委任するものとします。)

明治・大正・昭和 年 月 日

* 記名押印に代えて署名することができます。

3. 受取方法

(希望する受取方法(下記のA又はB、もしくはC)のチェック欄(□)に『レ』を入れて、必要事項を記入してください。)

A 平成27年度臨時福祉給付金と同じ金融機関口座(下記)への振込を希望

--	--	--

B 現金による支給を希望

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。)

※上記「A」欄に記載の無い方や、新規口座への振込希望の方は、以下の欄に正確にご記入ください。

C 新たに指定した、金融機関口座(1. の申請・受給者の口座に限ります。)への振込を希望

【受取口座記入欄】

1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1普通	2当座								
※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。												

(申請書裏面)

「誓約・同意事項」

- (1) 平成27年度臨時福祉給付金(6,000円)を受給(受給していない場合は、平成27年度臨時福祉給付金の支給要件に該当)し、かつ、年齢が平成28年度中に65歳以上(生年月日が昭和27年4月1日以前)であり、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の支給要件に該当します。
- (2) 年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の支給要件の該当性等(2. の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、町が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、町において支給決定をした後は、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の請求書として取り扱います。
- (5) 町が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成29年2月24日までに、町が申請・受給者に連絡・確認できない場合には、町は当該申請を取り下げられたものとみなします。
- (6) 年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の支給後、平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の支給の前提となる平成27年度臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を返還します。

○平成27年度臨時福祉給付金の支給要件

- ・平成27年度分の市町村民税(均等割)の非課税者であること
- ・平成27年度分の市町村民税(均等割)の課税者の扶養親族等に当たらないこと
- 等の所定の要件を満たす者

**申請内容確認書類
写し 貼付け**

- 本人確認できる書類の写し(写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等)
※ 世帯で申し込まれる方は必ず支給対象者全員分の本人確認書類を添付してください。
※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

振込先金融機関口座確認書類

(※表面の「3. 受取方法」で「C」を選択された方のみ、書類の添付が必要)

写し 貼付け

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

様式第2(第6条関係)

【個人用】

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)
申請書(請求書)

* この申請書(請求書)は、原則として、単身世帯の方などが御自身で申請・受給をされる場合にご利用いただくものです。

市区町村
受付印

大口町長様

1. 申請者・受給者

平成 年 月 日

(印)	明治・大正・昭和 年 月 日	電話 ()
* 記名押印に代えて署名することができます。 ※ 裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)(対象者1人につき3万円)を申請します。		

2. 上記1. の申請・受給者に扶養者がいる場合

平成27年1月1日時点で、上記1. の申請・受給者を扶養していた方(扶養者)がおり、その住民票所在地が平成27年1月1日時点で町内にあった場合は下の同意欄(A)に扶養者が氏名等を記入してください。また、扶養者の住民票所在地が平成27年1月1日時点で別の市区町村内にあった場合は、扶養者の平成27年度分の納税証明書(いわゆる非課税証明書)を添付の上、下の欄(B)に氏名等を記入してください。

【扶養者の住民票所在地が町内にある場合(A)】

(印)	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
下記事項に制約し又は同意します。 <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得金額がありません。 上記1. の申請者に関する年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の支給要件の該当性等を審査するため、町が私について必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供等を他の行政機関等に求めることに同意します。 		
* 記名押印に代えて署名することができます。		

【扶養者の住民票所在地が別の市区町村内にある場合(B)】(平成27年度分の非課税証明書を添付してください。)

(印)	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
-----	----------------------	--------

3. 受取方法

(希望する受取方法(下記のA又はB、もしくはC)のチェック欄(□)に『レ』を入れて、必要事項を記入してください。)

A 平成27年度臨時福祉給付金と同じ金融機関口座(下記)への振込を希望

--	--	--

B 現金による支給を希望

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。)

*上記「A」欄に記載の無い方や、新規口座への振込希望の方は、以下の欄に正確にご記入ください。

C 新たに指定した、金融機関口座(1. の申請・受給者の口座に限ります。)への振込を希望

【受取口座記入欄】

1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座								
店番号											

*ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

*長期間入出金のない口座を記入しないでください。

(申請書裏面)

4. 代理申請・受給を行う場合

平成 年 月 日

(印)

男・女

1. 同一世帯
2. 法定代理人
3. その他

明治・大正・昭和・平成
年 月 日

電話

()

申請・請求
申請・請求及び受給

(印)

* 記名押印に代えて署名することができます。

※申請・受給者との関係(代理申請・受給が可能な方一覧)

1. 同一世帯 : 平成27年1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者
2. 法定代理人 : 未成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人
3. その他 : 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で町長が特に認める方

(申請書裏面)

「誓約・同意事項」

- (1) 平成27年度臨時福祉給付金(6,000円)を受給(受給していない場合は、平成27年度臨時福祉給付金の支給要件に該当)し、かつ、年齢が平成28年度中に65歳以上(生年月日が昭和27年4月1日以前)であり、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の支給要件に該当します。
- (2) 年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の支給要件の該当性等(2.の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、町が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、町において支給決定をした後は、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の請求書として取り扱います。
- (5) 町が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成29年2月24日までに、町が申請・受給者に連絡・確認できない場合には、町は当該申請を取り下げられたものとみなします。
- (6) 年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の支給後、平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の支給の前提となる平成27年度臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明する判明する場合には、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を返還します。

○平成27年度臨時福祉給付金の支給要件

- ・平成27年度分の市町村民税(均等割)の非課税者であること
- ・平成27年度分の市町村民税(均等割)の課税者の扶養親族等に当たらないこと
- 等の所定の要件を満たす者

本人確認書類 写し 貼付け

○ 本人確認書類の写し(写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等)

※ 代理申請・受給を希望される場合は、表面1.の申請・受給者に加え、代理人の本人確認書類(必要に応じて

代理関係を確認できる書類)も添付してください。

※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

振込先金融機関口座確認書類

(※表面の「3. 受取方法」で「B」を選択された方のみ書類の添付が必要)

写し 貼付け

○ 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

一部の方のみ添付が必要な書類

(※ほとんどの方は添付の必要がありませんが、下記の方のみ書類の添付が必要)

写し 貼付け

○ 扶養者の非課税証明書(【表面2.の扶養者の住民票所在地が別の地区町村内にある場合(B)】に記載の方)